

(趣旨)

第1条 この規則は、日野町企業立地促進条例(昭和61年日野町条例第23号。以下「条例」という。)の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成23年規則10号〕)

(奨励金等)

第2条 条例第4条の各号に規定する奨励金の総額は、奨励金交付企業にかかる申請年度の町税の納入税額の範囲内とする。

2 条例第4条第1号および第4号に規定する奨励金の額は、当該事業費の2分の1を超えないものとする。

3 条例第4条第2号に規定する奨励金の額は、次に掲げる額とする。

新規雇用者	1人につき	年額 10万円
新規雇用者 (障害者に限る。)	1人につき	年額 20万円

この表において、「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者をいう。

4 条例第4条第3号に規定する奨励金は、次の各号に該当するものに交付する。

- (1) 工場等の操業開始時に建築面積の敷地面積に対する割合がおおむね10パーセント以上のもの。
- (2) 建築工事費が1億円以上のもの。

5 条例第4条第3号に規定する「土地に相応する部分」とは、新設または増設した工場等の建築面積を当該工場の敷地内にある全ての工場等の建築面積(新設または増設した工場等を含む。)で除した割合に工場等を設置した敷地面積を乗じて得た面積(小数点第2位以下があるときは、小数点第2位を四捨五入して得た面積)とする。

6 条例第6条第2項に規定する「町税を完納した日以後」とは、町税を完納した年度の翌年度とする。

(一部改正〔平成23年規則10号・令和3年32号〕)

(指定の申請等)

第3条 条例第5条の規定により指定を受けようとする企業は、企業指定申請書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合、これを審査し、条例第3条の規定により指定することが適當であると認めたときは、当該申請企業に対して指定書(別記様式第2号)を交付する。なお、指定することが適當でないと認めたときは、非指定書(別記様式第3号)によりその旨を通知する。

(奨励金の交付申請等)

第4条 条例第6条第1項の規定により、指定企業が奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付申請書(別記様式第4号)を、当該年度の末日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、必要な調査を行い、奨励金の交付を適當と認めたときは、奨励金交付決定通知書(別記様式第5号)を当該申請企業に交付するものとする。

(届出の義務)

第5条 指定企業が条例第7条の各号の規定のいずれかに該当するときは、次の各号に定める書類を遅滞なく町長に提出しなければならない。

- (1) 条例第7条第1号の規定に該当するとき。

企業指定申請変更届(別記様式第6号)

- (2) 条例第7条第2号の規定に該当するとき。

事業開始届(別記様式第7号)

- (3) 条例第7条第3号の規定に該当するとき。

事業休廃止届(別記様式第8号)

- (4) 条例第7条第4号の規定に該当するとき。

事業承継届(別記様式第9号)

2 町長は、前項第1号の規定による届出を受理したときは、必要な調査を行い、適當と認められるものについては、指定の内容を変更することができる。

(審査会の組織等)

第6条 条例第10条に規定する工業団地景観対策審査会(以下「審査会」という。)の組織および委員の任期等について、次の各号に定めるところによる。

- (1) 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

- (2) 委員は、学識経験を有するもののうちから、町長が委嘱する。

- (3) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (4) 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (5) 審査会に会長および副会長各1人を置く。
- (6) 会長および副会長は、委員の互選による。
- (7) 会長は、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (8) 審査会の会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長がこれに当たる。
- (9) 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年9月29日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年3月29日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、(中略)第35条の規定による改正前の日野町企業立地促進条例施行規則(中略)に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和3年9月28日規則第32号)

この規則は、令和3年9月28日から施行する。

様式 略